

一九六〇年六月三日(第十日)

一 開議及散会時刻 (自午前十時五十分~至午後四時一十分)

二 出席議員の次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	村春	八	和花	五	天久
二	岸本	九	米須	六	当山
三	伊佐	一〇	村野	七	本高
四	佐藤	一一	花成	八	稻嶺
五	中山	一二	村尾	九	尾原
六	岸里	一三	坂本	一〇	柳原
七	崎岡	一四	山本		

三 欠席議員のなし

四 市町村自治法第六條の規程に別会議事件説明のため出席した者の次の通りである

村長	村春勝	監査課長	当山全吾
助役	尾原真徳	経消	澤崎年一
収入役	村春松	建設	桑江良徳

五 本会議の書記の次の通りである

書記長 松川 正義 書記 熊屋 毅

六 議事日程の次の通りである

日程第一 議案第七号 一九六〇年度首野村木山平算について

日程第二 議案第五号 一九六〇年度首野村木山平算特別会計予算について

七. 会議の顛末

議長	出席八名あり。市町村自治法第五〇條の規程に り、議会の成立を致し、唯今期議会を開会致す。
	(午前十時五十分)
	日程第一議案第七号一九六一年度首軒澤村木才出予算に かゝる議題に就く。
	昨日に引続ぎ本案に対し質疑を願ひます(九款目)
一三番 総務課長	九款一項二目職員とは臨時のことで、
八番 総務課長	その件例改正は六〇年度に採用はあります。
	五目の臨時備人にかゝる説明を願ひます。
	今度十月に立法院の選挙を控へており、各法作成 への選挙に関する事務があり、七月一日に選出。
一九番	五九年度は各々片度の場数は四名と、之に平補的負担が あるかどうか。
総務課長	五九年度の予算不足を感じており、訂正にある。
議長	十一番議員の出席を報告す。
一〇番	一一款の二目職員手当にかゝる説明を願ひます。
村長	二〇の出張徴収手当はあります。
一〇番	徴税の出張手当はありますが、徴税の任務を以て思ふ、時間外はあつた 超過勤務手当を受けたらどうか。
村長	徴税の仕事は、いまだ仕事はあります。
議長	暫休を致す(午前十一時十分)
	再開を致す(午前十一時十五分)
八番	区長の特別職の件例改正は出たのかどうか、この場合は、
財政課長	その案にかゝる説明はない。

八	審	徴税にたいし、内地では色々の方法をやっているが、本村には 中戸のみの徴収があるのみだ。
		条例の法律等を一元化して細則を作り、末端にある区長に規定 は付加していいかと思うがどうか。
村	長	税法以外に條例が出来ることが問題である
一五	審	税法の課税等別の強制執行をとり成績が上げられた事がある が、昨年の研究は、今年の研究計画が、補助金の返金が あるかどうか。
戦政課		≡ 昨年の研究は強制執行のほかに、その前に解決している
九	審	≡ 項の負担金にたいし、地内団体から予算費等も来ることがある
村	長	審議委員会があるのか、甲乙合せている
一六	審	中部地区市町村会の中核を設けておくが、毎年中部振興会に力 をいれようが、年度の割りがあるか。
村	長	≡ 中部市町村会への負担金も一請に押しつけている
議	長	暫休致し出す(平成十一年)
"		再開致し出す(平成十一年)
二	審	負担金補助金の確固たる方針がある。昨年のものを消した分の 新しい年度に入ってから内容にかん 村の補助金の莫々の相違は感じがあるがどうか。
村	長	審議委員会を検討している。内容にかんしては、分けてい 村内の団体にかんしては、議会が自分で補助するものは出来 たのか、説明する資料がなければ出来ないと話した。
三	審	市町村が負担する場合、議会の議決を得る必要が出て来る かどうか。

議長	暫休總致しす(午後一時三十分)
"	再開致しす(午後一時)
"	午前十時三十分午後一時三十分再開致しす
"	暫休總致しす(午後一時三十分)
副議長	再開致しす(午後二時五十分)
"	議長が早退の故に代り議事を進めしす
"	日程第一議案第五号「昭和二十一年度野澤村上水道事業特別会計予算」に關し議頭を致しす
"	本案に對し質疑を發見しす
八番	一畝一頃一日の水使用料を1,300 検用とあるが、施設事業者の分も含むか。
田一役	現在甲乙に分けて、1,300 検用とあると思ふ。
八番	乙シ地区(300 検)の資料は、又1,300 検の年率月率とあるが、一期二期の差が、
田一役	村の二期二期の差が、採うにせよ、
	去年1,300 検とあるのが、9月以降が二期二期工事の分とあるが、二期二期の差が、
八番	一検当り2,000 円も取らぬか。
田一役	自家用の水、水道公社の対にある。
八番	現在引続いどか、合向かかどうか、又最貯料金は、
	見ると事業上妥当か、又平均が下るとは、
田一役	事業計画から別として、予算面では水の見積がふしと思ふ、最貯料金を押さへる。
九番	改訂年数料、どうなるか。

助 役	≒水口自家用かかお栓の手数料がある
一七 番	メータ使用料が入るが、これは計上してある。
助 役	量水器使用料に入っている
〃 番	昨年度はメータの計上しているが、その執行状況にかんじ、繰越が 0になっている。
助 役	繰越にかんじて決算がなされたか、その旨を賞目存置にしている。
一八 番	政府補助金の見直しにかんじてどうか。
助 役	村長からお話をあつたが、61年度にかんじ、2万ドル位 の割振にしているから、これはいい。
〃 番	その場合、予算に計上すべきではないか。
助 役	入れていることはある。既償の関係を補助金がある場合は、それ に遇するから、予算に入れている。
〃 番	△△地区の300栓の引続の月日改契約月日にかんじ、又標準的 命令のやり方にかんじ
助 役	種別も未定のものがあるから、公定4月27日1日からして、 の意思がある。やり方の方法にかんじ、公定に所轄を受付して おいて、その旨を先出すると思ふ
〃 番	歳毎の△△料費にかんじ説明願います。
助 役	△△は対外的な料費がある
一八 番	△△の広告料にかんじ説明願います。
助 役	工事入札の広告料はないです。
一九 番	昨年度の工事費の相当分は、議会の承認を受けている 理由。
助 役	議会の承認を受けているが、報告の旨は、条例にある。

一五	審	この額は茶例の適用を受けるべからずと思ふ。				
昭	役	最相の考は議会の承認を受けるべからず。コレ入札の段階に入つた。エツル会社に於ける心。				
一九	審	田原の1.4は				
昭	役	これは那ハテ対象以外のバス賃の日当である。				
八	審	会計年度はいつから。従業員給料は全部12ヶ月にわたつたか。又この節の準備料はどうか。				
昭	役	従業員の給料は幾つまで。七月一日から採用するかどうかは私に 12ヶ月にわたつた。時期、時期は採用したと思つた。子 庫の件はいつ。大年度にかつた。必要であるか。検討が かゝる心。水道課と加味は行ふと思つた。 時期的に現在村に持つた。心。今合ふ場合はある。 八	審	條例中の必要だが、現在に必要か否かと。若し必要なければ、名 目として建設課の専断であるか。建設課の予算に組むべきと思 昭	役	ふかと思ふ。
一七	審	一年以内の期末手当て支給するかどうか。				
昭	役	條例にかつた。改定はいつか。これは政府のみに準じて やつた。改定條例が出た。				
五	審	九節の資材工事検査手数料はどうか。				
昭	役	起債があるか。これは資材工事検査が必要であり、ルレコ と業務契約を結ぶ。量水器。かどの検査手数料がある。				
二	審	原簿新の建設と。着工の時期は。又償還金がどうか。政府の 補助との関係もあると思ふ。				
昭	役	政府補助金は着工に入つたか。原簿新の時期はいつか。				

		敷地の組合の側に計画はしてあります。
一八	番	一日二ハ新 池水ポンプ管用地 買上料 にかて 必要がどの位どうか
期	役	第一期工事には必要が、第二期工事にホリマシ、新築等がホリマシ
		中心、配水ポンプ管用地が必要である。
二	番	工事の請負費は現年度の額どうか、人天賃の支拂の方法にかては
		村の場合 條例にホリマシ、ホリマシ必要だと思つた。
期	役	條例にホリマシ、必要があるが、そうし、
議	長	支拂の場合、15日以内に支拂、ホリマシ、契約書に入つてある。
二	番	今までの執行額、ホリマシ、
議	長	暫休致し、(三日五分)
		再開致し、(四時)
		昨日迄刻四時、ホリマシ、時間と先、着議し、と思つた、
		異議なし、
		御要議がホリマシ、時間と先、着議し、ホリマシ、致し、
一五	番	水道公社の水、買上場合、ポンプ タンクが、入ら、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、
		ホリマシ、自己水源を、ホリマシ、ホリマシ、と思つた、
期	役	水源が、又行ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、
議	長	外に、質疑が、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、
		ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、
		ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、
		ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、ホリマシ、
		散会(午後四時一十分)